

# 中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ委員等名簿

令和6年12月26日現在

## <委員・専門委員>

|     |     |   |
|-----|-----|---|
| 青木  | 富三雄 | 一般社団法人住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長                |
| 荒木  | 雷太  | 一般社団法人岡山県建設業協会会长・一般社団法人全国建設業協会元副会長          |
| 岩田  | 正吾  | 一般社団法人建設産業専門団体連合会会长                         |
| 榎並  | 友理子 | 日本アイ・ビー・エム株式会社執行役員テクノロジー事業本部製品統括本部長         |
| 恵羅  | さとみ | 法政大学社会学部准教授                                 |
| 太田  | 清   | 三菱地所株式会社執行役員経営企画部長・一般社団法人不動産協会企画委員会委員長      |
| 大森  | 有理  | 弁護士   |
| 小澤  | 一雅  | 政策研究大学院大学教授                                 |
| 楠   | 茂樹  | 上智大学法学部教授                                   |
| 小沼  | 豊   | 松戸市建設部長                                     |
| 小林  | 秀行  | 東京都財務局技術管理担当部長                              |
| 佐藤  | あいさ | パシフィックコンサルタンツ株式会社事務管理センター副センター長 兼 人事・総務労務室長 |
| 白石  | 一尚  | 一般社団法人日本建設業連合会人材確保・育成部会長                    |
| 土志田 | 領司  | 一般社団法人全国中小建設業協会会长                           |
| 西野  | 佐弥香 | 京都大学大学院工学研究科准教授                             |
| 長谷部 | 康幸  | 全国建設労働組合総連合賃金対策部長                           |
| 堀田  | 昌英  | 東京大学大学院工学系研究科教授                             |
| 前田  | 伸子  | 公益社団法人日本建築積算協会専務理事                          |
| 丸山  | 優子  | 株式会社山下PMC代表取締役社長                            |
| 渡邊  | 美樹  | 独立行政法人都市再生機構本社住宅経営部次長                       |

## <オブザーバー>

|    |          |     |
|----|----------|-----|
| 宮城 | あきら<br>朗 | 弁護士 |
|----|----------|-----|

(五十音順、敬称略)

## 中央建設業審議会

### 労務費の基準に関するワーキンググループ運営要領

#### (座長)

第1条 中央建設業審議会労務費の基準に関するワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）に座長を置く。座長は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員及び専門委員（以下単に「委員」という。）が互選する。

2 座長は、議事を運営する。

#### (招集)

第2条 ワーキンググループは、座長が、これを招集する。

2 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び議事事項を委員に通知する。

3 座長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を中央建設業審議会会长に報告するものとする。

#### (議事)

第3条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 ワーキンググループの議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、座長が決する。

#### (議事の公開)

第4条 ワーキンググループの会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、座長が特段の理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、座長が会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると認めるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができます。

#### (外部有識者の意見聴取)

第5条 座長が必要と認めるときは、外部有識者の意見聴取を行うことができる。

#### (雑則)

第6条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項があれば、座長が隨時定める。

## 附 則

この運営要領は、令和6年9月10日から施行する。

# 労務費の基準に関するワーキンググループ（第3回）配席図

(3号館10階 共用会議室)

令和6年12月26日(木)  
15:00~17:00

## 演 台 側

### Web参加

西野委員

渡邊委員

受付卓

|                   | PC<br>操作卓 | モニター | PC<br>操作卓 |         |
|-------------------|-----------|------|-----------|---------|
| 青木委員              |           |      |           | 石田室長    |
| 荒木委員              |           |      |           | 竹村室長    |
| 岩田委員              |           |      |           | 松尾課長    |
| 榎並委員              |           |      |           | 佐藤部長    |
| 恵羅委員              |           |      |           | 森川室長    |
| 太田委員              |           |      |           | 関室長     |
| 大森委員              |           |      |           | 奥田課長    |
| 楠委員               |           |      |           | 沓掛技術審議官 |
| 小沼委員              |           |      |           | 堤審議官    |
| (代理) 毛利専門監        |           |      |           | 平田局長    |
| 小澤座長              |           |      |           | 蒔苗審議官   |
| 小林委員              |           |      |           | 渡邊課長    |
| 佐藤委員              |           |      |           | 神澤調整官   |
| 白石委員              |           |      |           | 高橋室長    |
| 土志田委員             |           |      |           | 伊藤室長    |
| 長谷部委員             |           |      |           | 城課長     |
| 前田委員              |           |      |           | 松田室長    |
| 丸山委員              |           |      |           | 宮沢参事官   |
| (オブザーバー)<br>宮城弁護士 |           |      |           |         |
|                   | 速記        | 速記   |           |         |

石井補佐  
栗山推進官

事務局席

随行者席／傍聴者席

随行者席／傍聴者席